

カーリースに関する消費者トラブルについて、 国民生活センターが注意喚起 ～ リース契約が増加する一方、相談件数も増加傾向 ～

国民生活センターは、2025年9月17日付で「カーリースに関する消費者トラブルにご注意！－カーリースってどんな契約？特徴と注意点－」（以下、「国民生活センターの注意喚起」という。）を公表、ライフスタイルの多様化や新車の供給体制の変化等により、消費者を対象にしたカーリース契約が増加傾向にある一方、その仕組みや契約内容を契約時に十分に把握していないことが原因で、中途解約時や契約満了時にトラブルとなっている事例も複数寄せられているとして、トラブルの未然・拡大防止を目的に、消費者に注意を呼びかけました。

<国民生活センターの注意喚起の概要>

1. 主な相談事例

- 【事例1】ローンと同じと言われ契約したが走行距離制限や中途解約料があるカーリース契約だった
- 【事例2】契約期間内にカーリース契約の解約を申し出たら突然解約料を請求された
- 【事例3】カーリース契約満了後、残価を支払わないと車を受け取れないと言われた
- 【事例4】9年後、車が自分のものになると勧誘されカーリース契約をしたが実際は違った

2. 相談事例からみられる問題点

個人向けカーリース（車のサブスクと呼ばれるものも含む）は比較的新しい契約形態であり、現時点では購入やレンタカーと比べてあまりなじみがないこと等から、カーリース契約は消費者とリース会社の情報量に一定の格差があると考えられる。

- (1) 消費者にとってカーリースの仕組みや購入した場合との違い等を認識しにくい
- (2) 特に中途解約する場合や契約満了時の条件等についてトラブルになりやすい

3. 消費者へのアドバイス（注意喚起）

- (1) カーリースの仕組みを理解して、自身の利用方法に合っているかをよく検討しましょう
- (2) 契約書の内容をしっかりと確認して不明な点があれば必ず契約前に事業者を確認しましょう
- (3) 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

○注意喚起の内容の詳細については、以下の国民生活センターホームページをご覧ください。

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250917_1.html

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 業務本部 消費者関連部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112